

# 令和7年度指導監査等実施方針

令和7年5月13日

R07-04730-00250

長崎県福祉保健部長

## 1 指導監査等の全体的方針

社会福祉法人及び社会福祉施設等・介護保険施設等・指定障害福祉サービス事業者等・指定障害児通所支援等事業者等（以下、「法人・施設等」という。）並びに支給決定及び入所措置事務等実施機関（以下、「実施機関」という。）に対する指導監査等については国が示す種別ごとの指導監査指針等を踏まえるとともに、前年度までの指導監査等の結果を勘案して以下のとおり定める。

また、実施にあたっては、法令、定款及び種別ごとの設備・運営の基準（最低基準）等が遵守されているか実地確認を主として行うものの、状況に応じてオンライン等を活用するなど法人・施設等及び実施機関の負担軽減も図りながら、運営の適正化、健全経営の確保、福祉サービスの質の向上に資するものとなるよう行う。

なお、法人・施設等が運営状況の自主点検を行うよう「事前提出資料」等を活用し指導する。

## 2 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ健全な運営を図る観点から、次の項目ごとに、国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」、県の「社会福祉施設等指導監査等実施要綱」及び関係法令等を踏まえ実施する。

なお、問題が疑われる社会福祉法人及び社会福祉施設等に対しては、上記要綱及び関係法令等に基づき厳正に特別監査等を実施する。

### (1) 社会福祉法人の適正な運営の確保

社会福祉施設等の運営は、これを設置運営する社会福祉法人の評議員会、理事会及び監事機能の如何により大きく左右される。

このため、法人役員がその使命を十分認識し、社会福祉施設等の適正な運営の確保及び不祥事や事故の未然防止に努めることが必要である。

重点指導項目は、次のとおりとする。

#### ア 評議員及び理事の審議の充実並びに監事の監査の充実

(ア) 評議員及び役員の選任が適切に行われ、評議員会及び理事会において適

切な審議のもと決議されているか。

- (イ) 監事監査が形式的・表面的なものに陥らないために、「社会福祉法人における監事監査マニュアル（例）」に沿った実施など監査の充実に努めているか。

また、会計監査人及び専門家による支援を受けているか、支援を受けていない場合も「財務会計に関する内部統制に対する支援項目リスト」又は「財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト」等を活用した監査が行われているか。

- イ 財産の適正管理（特に、基本財産の登記確認、担保設定有無の確認）

- ウ 適正な会計処理

複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

- (2) 社会福祉施設等の運営管理体制の確立

社会福祉施設等の適正な運営を確保するためには、社会福祉施設等の運営管理体制を確立することが必要である。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- ア 火災、風水害、地震等の防災体制（特に夜間の体制）の確保と消防設備等の整備及び避難計画（自然災害・原子力災害）の策定状況及び訓練等の実施状況

- イ 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況

- ウ 管理規程、就業規則等必要な規定の整備と適正な運用

- エ 会計の関係通知に準拠した事務処理

複数の職員による内部牽制体制の確立が図られ、会計基準や指導指針などに基づき、会計処理が適切に行われているか。

- オ 基準改正等に伴う取組等の実施状況

実施義務期限が到来した取組が適切に行われているか。

- (3) 職員の確保と職員処遇の充実

入所者の処遇の充実を図るためには、必要な職員の確保と職員処遇の充実が必要である。

なお、職員処遇に関する事項については、長崎労働局と相互に連携して指導する。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- ア 配置基準に基づく適正な職員数の確保と資質の向上（研修の充実）
- イ 給与規程の整備と適正な給料及び諸手当の支給
- ウ 社会福祉施設等における職員処遇等の改善

（４） 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する適切な処遇を確保するために、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ処遇の充実に努めることが必要である。

このため、必要に応じて入所者処遇の状況など社会福祉施設等の運営の実態をより正確に把握するため、従業者等への聴取や施設内巡回による確認を行うこととする。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- ア 入所者への虐待及び人権侵害等の防止（指針整備及び措置の実施状況の確認、事案の有無など従業者や入所者から聞き取り調査等を実施）
- イ 入所者の個別処遇方針の策定及び適切な処遇の実践
- ウ 感染症や事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応

（５） 施設整備事業の適正な推進

社会福祉施設の施設・設備整備については、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」等に基づき適正に執行されることが必要である。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- ア 適正な入札の執行（特に、市町職員等の立会い）
- イ 適正な工事契約の締結
- ウ 適正な工事代金の支出

（６） 不祥事案につながりやすい事項の確認の徹底

- ア 収入について、本来収入とすべきもの（私的契約児の利用料、職員給食費、生産物売払等）が簿外処理されていないか
- イ 保育所において不適切な私的契約児はいないか
- ウ 私的流用（飲食代、タクシー代、旅費等）がないか
- エ 不適切な法人外への資金の流出や不適切な使途がないか
- オ 架空の（勤務実態がないなど）給与・賃金・手当等の支払いはないか
- カ 経理規程に反し、施設・設備工事において、契約後の大幅な変更等がないか、

特定の業者に発注が集中していないか  
キ 入所者預り金の不適切な管理が行われていないか

### 3 介護保険施設等の指導監査

介護保険施設等の適正かつ健全な運営を図る観点から、「長崎県介護保険施設等指導要綱」及び関係法令等を踏まえ実施する。

なお、問題が疑われる介護保険施設等に対しては「長崎県介護保険施設等監査要綱」及び関係法令等に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- (1) 認知症ケアの理解、高齢者虐待防止及び身体拘束禁止（利用者の生活実態の確認・サービスの質に関する確認・指針整備及び措置の実施状況の確認）
- (2) 一連のケアマネジメントプロセス
- (3) 消防設備の整備、消防計画や風水害・地震等の災害対処計画の策定状況及び訓練等の実施状況
- (4) 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況
- (5) 事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- (6) 苦情処理の対応
- (7) 勤務体制の確保（特に、各種住宅併設型の介護サービス事業者への指導）
- (8) 介護報酬の算定（報酬改定に伴う適用誤り、各種加算及び減算等）
- (9) 基準改正等に伴う取組等の実施状況  
実施義務期限が到来した取組が適切に行われているか。

### 4 指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援等事業者等の指導監査

指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援等事業者等の適正かつ健全な運営を図る観点から、「長崎県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」、「長崎県指定障害児通所支援等事業者等指導要綱」及び関係法令等を踏まえ実施する。

なお、問題が疑われる事業者等に対しては「長崎県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」、「長崎県指定障害児通所支援等事業者等監査要綱」及び関係法令等に基づき厳正に監査等を実施する。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- (1) 虐待及び人権侵害等の防止（指針整備及び措置の実施状況の確認、事案の有無など従業者や利用者から聞き取り調査等を実施）
- (2) 入所者預り金の不正管理等の防止

- (3) 消防設備の整備、消防計画や風水害・地震等の災害対処計画の策定状況及び訓練等の実施状況
- (4) 感染症予防等の指針整備及び措置の実施状況
- (5) 事故（誤薬を含む）等の発生の防止及び発生時の対応
- (6) 給付費の算定（報酬改定に伴う適用誤り、各種加算及び減算等）
- (7) 就労支援に係る工賃・賃金の支給
- (8) 基準改正等に伴う取組等の実施状況  
実施義務期限が到来した取組が適切に行われているか。

## 5 支給決定及び入所措置事務等実施機関（市町、こども・女性・障害者支援センター）の指導

実施機関においては、給付費等の支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等の確保が図られることが必要である。

そこで、国が示す「市町村指導指針」及び「施設入所措置事務等実施機関指導監査指針」を踏まえ実施する。

重点指導項目は、次のとおりとする。

- (1) 適正な支給決定及び入所判定委員会の開催運営を含む適正な入所措置事務等の確保（特に、入所措置前後の実態把握）
- (2) 適正な施設入所管理事務の確保

## 6 指導監査結果の通知及び問題等を有する法人・施設等に対する重点指導

- (1) 指導監査の結果については、指導監査実施日から概ね1か月以内に法人・施設等に通知し（指導監査時の口頭指導を含む）、文書指摘事項については、期限を付して是正または改善状況を報告させるものとする。
- (2) 問題等を有する法人・施設等に対しては、所管課及び法人を所管する市と連携を図り、重点的かつ継続的に指導を行う。

また、不祥事案については、可能な限り2週間以内に特別監査に着手し、原則として3ヶ月以内に施設運営等の適正化を図る。

なお、必要に応じて抜き打ち監査を実施する。

## 7 指摘事項に対する改善状況の確認の徹底

- (1) 文書指摘事項については、上記6の(1)の報告内容の確認を徹底する。  
特に、返還を伴う事案については、関係市町村への状況確認等も実施する。

(2) その後の指導監査等において改善していない法人・施設等には、顛末書又は誓約書を提出させ、改善の進捗を図る。

なお、それでも改善されない場合は、原則として、改善命令等を行う。